



宮 崎 県 公 報

平成28年12月19日（月曜日） 第 2855 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定……………（用地対策課）	1
○道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課）	2
○道路の供用の開始（4件）……………（ ” ）	3
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ” ）	4

○土砂災害警戒区域の指定の解除……………（砂防課）	4
公 告	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………（都市計画課）	4
○都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（ ” ）	5
○落札者等の公告……………	5
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	5
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	5

告 示

宮崎県告示第 819号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550300281	コパン	延岡市塩浜町1丁目1622番地	合同会社エール	延岡市塩浜町2丁目1799番地13	平成28年12月11日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 820号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 起業者の名称
延岡市
- 事業の種類
延岡駅周辺整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
宮崎県延岡市幸町三丁目及び萩町地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 法第20条第 1 号の要件への適合性について
延岡駅周辺整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 1 号に規定する「駐車場法（昭和32年法律第 106号）による路外駐車場」及び法第 3 条第32号に規定する「国又は地方

公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

延岡市は、平成24年 5 月に「延岡駅周辺整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しており、本件事業はその基幹事業に位置付けられ、平成28年度社会資本整備総合交付金の交付も受けるなど、既に事業遂行に必要な予算が計上されている。また、平成29年度以降も事業遂行に必要な予算が確保される見込みであり、起業者が本件事業を行う十分な意思と能力を有すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

① 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を行う延岡駅周辺地区は、中心市街地として地域経済等に重要な役割を果たしてきたが、近年のモータリゼーションの進展やライフスタイルの多様化等の急速な社会構造の変革を背景に、郊外型の大型店舗の進出や核店舗の閉鎖、

撤退等により、空き店舗や未利用地が増加するなど空洞化が進行してきた。その結果、定住人口の減少を招き、活発に行われてきた社会的、経済的及び文化的活動の衰退は看過することのできない問題となってきた。

このような状況から、延岡市は、平成24年5月に「基本計画」を策定し、交通結節点である延岡駅に市民活動を付属させることによって延岡駅周辺地区の賑わいの再生を目指すこととした。この「基本計画」は、「駅まちエリアの賑わい創出」等を施策展開の柱として、本年4月に策定した第6次延岡市長期総合計画にも盛り込まれた。

本件事業は、市民活動の場や総合待合施設、情報発信拠点等の機能を備えた複合施設、各種イベント等が開催できる市民交流広場、駐車場及び駐輪場を整備する事業であり、交通結節点である駅に市民活動を付属させることで中心市街地の賑わいの再生を図り、活発な社会的、経済的及び文化的活動を促すもので、JR延岡駅周辺地域の活性化に寄与することができると認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地は、従来からの既成市街地であり、整備後もこれまでと変わらない土地利用であることから、当地区に希少性の高い動植物が存在している可能性は極めて低く、「宮崎県の保護上重要な野生生物」も確認されていないため、自然環境に与える影響については軽微であると予測されている。また、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件事業のうち、駐車場整備に係る起業地の選定にあたっては、3箇所の候補地について、交通条件、利便性等の社会的条件、工事施工の難易、経済性等について総合的に比較した結果、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

なお、駐車場以外の施設整備に係る起業地については、施設の設置目的や規模から駅舎に隣接して整備する必要があるため、本件事業の起業地以外に選定の余地はない。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

以上から、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、「基本計画」に従って整備を行うものであることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足

すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
延岡市商工観光部商業・駅まち振興課

宮崎県告示第 821号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市北方町川水流字新地卯 655番 1 から同市同町川水流同字卯 6 86番 3 まで	旧	20.0～22.4	169.0
				新	21.9～35.1	169.0

宮崎県告示第 822号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武町船引字井手ノ城 989番 1 地先から同市同町船引字池ノ内 811番地先まで	旧	16.2～25.6	69.0
				新	18.6～25.6	69.0

宮崎県告示第 823号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成28年1月2日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
33	県道	都城北 郷線	北諸県郡三 股町大字長 田字栗巣35 09番1地先 から同郡同 町同大字字 牧3582番2 地先まで	旧	6.9～ 15.4	362.6
				新	11.1～ 25.4	362.6

宮崎県告示第 824号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番1地 先から同市 同町川内名 同字 10649 番 1 地先ま で	旧	8.1～ 16.4	12.4
				新	16.6～ 18.8	12.4

宮崎県告示第 825号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市北方 町川水流字 新地卯 655 番 1 から同	平成28年12月19日

市同町川水
流同字卯 6
86番 3 まで

宮崎県告示第 826号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町船引字井 手ノ城 989 番 1 地先か ら同市同町 船引字池ノ 内 811番地 先まで	平成28年12月19日

宮崎県告示第 827号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成29年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町西郷田 代字竹ノ平 4644番 1 地 先から同郡 同町西郷田 代字長崩46 43番 4 地先 まで	平成28年12月19日

宮崎県告示第 828号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月19日から平成28年 1 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市北川 町川内名字 大鹿倉山 1 0649番 1 地 先から同市 同町川内名 同字 10649 番 1 地先ま で	平成28年12月19日

宮崎県告示第 829号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	崎 山 川	11- 443- 1 - 001	土 石 流
	崎山川-新 ①	11- 443- 1 - 001 -新①	土 石 流
	崎山川-新 ②	11- 443- 1 - 001 -新②	土 石 流
	崎山川-新 ③	11- 443- 1 - 001 -新③	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 830号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	崎山川-新 ③	11- 443- 1 - 001 -新③	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成19年宮崎県告示第 338号及び宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	下 山 - 1	II - 1 - 8377	急傾斜地の崩壊
	下 山 - 2	II - 1 - 8378	急傾斜地の崩壊
	土 生 - 1	II - 1 - 8380	急傾斜地の崩壊
	土 生 - 2	II - 1 - 8381	急傾斜地の崩壊
	土 生 - 3	II - 1 - 8384	急傾斜地の崩壊
	栗 原	II - 1 - 8379	急傾斜地の崩壊
	陣	I - 1 - 2022	急傾斜地の崩壊
	中 山	II - 1 - 2282	急傾斜地の崩壊
	下 赤	I - 1 - 2283	急傾斜地の崩壊
	興 地	II - 1 - 2023	急傾斜地の崩壊
	北 の 迫	II - 1 - 8376	急傾斜地の崩壊
	下 赤 1	II - 1 - 8392	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧

に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
国富町
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画その他の処理施設
国富町し尿等下水道投入施設
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
国富町
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道
国富公共下水道
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 1,469台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
223,699,320円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年9月15日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40

万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年12月2日現在次のとおりである。

平成28年12月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,656人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,596人

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年12月2日現在次のとおりである。

平成28年12月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

宮崎市選挙区	111,148人
都城市選挙区	46,137人
延岡市選挙区	35,430人
日南市選挙区	15,661人
小林市・西諸県郡選挙区	15,978人
日向市選挙区	17,340人
串間市選挙区	5,530人
西都市・西米良村選挙区	9,173人
えびの市選挙区	5,823人
北諸県郡選挙区	6,909人
東諸県郡選挙区	7,797人
児湯郡選挙区	19,807人
東臼杵郡選挙区	8,193人
西臼杵郡選挙区	6,001人

--	--